

令和3年2月1

各 位

公益社団法人 福島県建築士会
会 長 蛭 田 修 二

災害時被災住宅応急修理事業者登録について（照会）

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、近年の気象傾向は、集中豪雨や線状降水帯といった現象が頻繁に発生し、決して一過性ではなく毎年起こりうることを予感させるものです。令和元年の台風19号被害時においては、被災された皆様から復旧修補等に関する多くの相談が寄せられ、特に、災害発生直後の応急修理から本格修理に至るまでの事業者の確保が課題となっています。

被災住宅の復旧支援の一つに災害救助法に基づく応急修理制度があり、被災住宅が存する市町村の首長が登録された事業者が発注する制度です。

つきましては、福島県との災害時応急修理に係る包括協定を締結するに当たり、福島県耐震化リフォーム等推進協議会が窓口となり団体会員の登録の意向をとりまとめていますので、御社のご意向を下記により2月末日までにご回答いただきますようよろしくお願いいたします。

事務担当： _____

TEL _____

FAX _____

災害時被災住宅応急修理事業者登録について

(いずれかを○で囲み、このままFAXしてください)

・登録を希望します

・登録を希望しません

会社名 _____

ご担当者名 _____

電話番号 _____